

第 17 期（令和 6 年度）医療法人長晴会処遇改善計画

支給期間 令和 6 年 3 月～令和 7 年 6 月

勤務期間 令和 6 年 2 月 21 日～令和 7 年 7 月 20 日

処遇改善（7 月以降は旧処遇改善相当）

1. 介護職員の定期昇給額（H21 年からの昇給分）
 - ・ H21 年以降、介護職員の給与改善額（基本給、その他各種手当）
 - ・ H29.4～R4.9 の機関に採用された介護職員の基本給のうち 20,000 円は処遇改善からの持ち出しとし、その後の給与改善額も処遇改善からの持ち出しとする。
 - ・ R4.10 以降採用された介護福祉士の基本給のうち 45,000 円、介護福祉士を有さない介護職員については基本給のうち 30,000 円を処遇改善からの持ち出しとし、その後の給与改善額も処遇改善からの持ち出しとする。
 - ・ R6.1 月以降、パート介護職員の時給を見直し改善した額
2. 特別賞与
 - ・ 通常賞与とは別に勤務態度などを評価して支給する場合がある。
3. 一時金
 - ・ 職員への改善額が加算額に満たない場合、勤務態度などを評価して支給する場合がある。
4. 法定福利費増加分（H21 年からの積み上げ）
 - ・ 処遇改善を活用し、賃金改善したことにより、増加した法定福利費の法人負担分

特定処遇改善（7月以降は旧特定処遇改善相当）

1. 特定処遇改善手当

対象者

- A 経験のある介護福祉士：対象事業所に勤務する常勤の介護福祉士
- B その他の介護職員：対象事業所に勤務するAに該当しない介護職員
- C その他の職員：対象事業所に勤務する職員

支給方法

夜勤毎に以下に定める額を支給する。

Aの職員（介護福祉士）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	7,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	3,500円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	4,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	8,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	5,000円	通常的外部夜勤手当8,500円に加えて支給

Bの職員（介護職員）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	5,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	2,000円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常的外部夜勤手当8,500円に加えて支給

Cの職員（看護職員）

老健夜勤（15時間勤務）	2,000円	通常夜勤手当9,000円に加えて支給
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常的外部夜勤手当8,500円に加えて支給

A P宿直（全職員）

訪問介護の待機料として	2,000円	通常の前宿直手当7,000円に加えて支給
-------------	--------	----------------------

補足1 GH夜勤は月5回まで支給対象とし、6回目以降は支給しない

補足2 GH外部夜勤は月3回までを支給対象とし、4回目以降は支給しない

補足3 夜勤業務については補助が必要な期間は支給対象外とする。

補足4 退職手続中のものに関しては支給対象外とする。但し、規定にしたがい退職する場合はこの限りではない。

ベースアップ（7月以降はベースアップ相当）

1. ベースアップ手当

対象者

長晴会に勤務する常勤職員（歯科、居宅は法人からの持ち出し）

支給額

支給額① 9,000円 → 主たる業務が介護職で且つ介護福祉士を有する職員

支給額② 4,000円 → ①に該当しない介護職員、その他職員

補足1 ケアマネ資格を有す職員は上記金額に5,000円加算し支給する。

補足2 勤務制限のある職員の支給額は②とする

補足3 退職手続中のものに関しては支給対象外とする。但し、規定にしたがい退職する場合はこの限りではない。

処遇改善新補助金（7月以降は新加算算定による増加分相当）

1. 介護事業所に勤務する全職員の賃金改善額

・令和6年2月以降、介護事業所に勤務する職員の給与改善額
（基本給、その他各種手当）

・令和6年2月以降の採用となった職員（一般等級の介護職を除く）の基本給のうち5,000円は当補助金（7月以降当加算）からの持ち出しとする。

・R6.2月以降、パート職員（介護職を除く）の時給を見直し改善した額

補足1 3～4月分については、5月分給与その他手当で支給する。

令和6年4月15日施行